



山形県公報

平成23年4月12日(火)

号 外(18)

目 次

条 例

山形県立高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例.....(教 育 庁) ... 2

この号で公布された条例のあらまし

山形県立高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例 (県条例第31号) (教育庁)

- 1 東日本大震災により被害を受けたと認められる者に対しては、県立高等学校の入学料を免除することができることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行し、1に関する改正規定による改正後の山形県立高等学校の授業料等徴収条例の規定は、平成23年4月1日以後において県立高等学校に入学を許可された者に係る入学料について適用することとした。

条 例

山形県立高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 4月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第31号

山形県立高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例

山形県立高等学校の授業料等徴収条例（昭和43年 3月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第 2 項に見出しとして「（山形県立高等学校の受験料及び授業料条例等の廃止）」を付する。

附則に次の 1 項を加える。

（東日本大震災により被害を受けたと認められる者に係る入学料の特例）

3 知事は、東日本大震災により被害を受けたと認められる者に対しては、入学料を免除することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第 3 項の規定は、平成23年 4月 1 日以後において県立高等学校に入学を許可された者に係る入学料について適用する。